

所得税、市民税・県民税 申告の受け付けは2月18日(月)から

所得税	期間 (土・日曜日を除く)	会場	問い合わせ
所得税	2月18日(月)～3月17日(月) ※2月24日(日)・3月2日(日)は受け付け	一宮地場産業ファッションデザインセンター	一宮税務署 ☎(72)4331
市民税	一宮会場	2月18日(月)～3月17日(月)	一宮庁舎2階大会議室
	尾西会場	2月18日(月)～3月3日(月)	尾西庁舎東館6階大ホール
	木曾川会場	3月4日(火)～17日(月)	木曾川庁舎2階講堂
市民税・県民税			市役所市民税課 ☎(28)8963

所得税の確定申告

譲渡所得を含む所得税の確定申告は、2月18日(月)～3月17日(月)(土・日曜日を除く)、2月24日・3月2日の日曜日は受け付け)の午前9時～午後5時に、一宮地場産業ファッションデザインセンター(FDC)で受け付けます。ただし正午～午後1時は作成指導しませんが、混雑状況によっては案内を早めに終了する場合があります。なお期間中、一宮税務署では作成指導しません。郵送や税務署の時間外収受箱に投かんする方法でも提出できます。

申告書は、手引きなどを参考に自分で書いてみましょう。提出前には、誤りや添付書類の漏れがないかをご確認ください。また国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると確定申告書などが作成できます。所得税の確定申告をしなければならぬ方は、事業主はもちろん、サラリーマンで

市民税・県民税の申告

市民税・県民税の申告は、一宮・尾西・木曾川会場で受け付けます。尾西会場は昨年とは異なりますのでご注意ください。

市民税の申告は、今年の1月1日現在、市内に住んでいる次の方が必要です。

▽平成19年中に所得のあった方
▽勤務先から一宮市役所へ給与支払報

も、次の場合は申告が必要です。

▽事業所得・不動産所得など平成19年中の所得金額の合計額から配偶者控除・扶養控除・基礎控除など所得控除の合計額を差し引いて計算した税額が、配当控除額よりも多い

▽給与の年収が2000万円を超える
▽給与と所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える

▽給与を2力所以上から受けている
申告すると所得税が還付される方

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次の場合は申告すると所得税が還付されることがあります。

▽住宅をローンなどで取得した
▽多額の医療費を支払った
▽災害や盗難に遭った

▽退職し、年末調整を受けていない
なお還付申告だけは、2月15日(金)までは一宮税務署でできます。

申告書が提出されていない給与所得者

▽給与と所得のほかに、配当や不動産などの所得がある方

▽給与の支払いを2力所以上から受けている方

▽盗難や火災などの雑損控除や医療費控除などを受ける方

なお市内に住所がなくても、事務所・事業所・家屋敷などを所有している方

住宅ローン控除を受ける方へ

11～18年に入居し、住宅ローン控除を所得税から控除しきれなかった方は、3月17日(月)までに住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。市ホームページでは、控除額の計算や申告書の作成できるファイルを公開していますので、ご利用ください。

▼提出方法▽所得税の確定申告をしない方⇨税額控除申告書に源泉徴収票を添付し、一宮庁舎市民税課、尾西・木曾川庁舎窓口課、出張所(郵送可)▽所得税の確定申告をする方⇨確定申告書に税額控除申告書を添付し、一宮税務署(郵送可)。2月18日(月)～3月17日(月)は確定申告会場(一宮地場産業ファッションデザインセンター)※税額控除申告書は市民税課・窓口課・出張所で配布(市ホームページからダウンロード可)

は申告してください。ただし次の場合は不要です。

▽所得税の確定申告をした(確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に必要事項をご記入ください)

▽給与と所得が公的年金だけで、一宮市役所へ支払報告書が提出されている

主婦・高齢者・障害者と税 ～所得税・市県民税～

主婦(パート収入)の方

課税される所得金額は、パートの年収から給与所得控除金額(最低65万円)や基礎控除(所得税38万円・住民税33万円)などの所得控除額を差し引いた残額になります。パートの収入と税の関係は表1のとおりです。

■表1：パート収入に対する税金

妻のパート年収	妻の税金			夫の税金の控除	
	所得税	市県民税(所得割)	市県民税(均等割)	配偶者控除	配偶者特別控除
97万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる	受けられない
97万円超100万円以下					
100万円超103万円以下	かかる	かかる	かかる	受けられない	受けられる
103万円超141万円未満					
141万円以上					

※パート収入のほか所得がなく、所得控除は基礎控除だけで計算した場合の例

配偶者控除・配偶者特別控除

夫に所得があり、妻がパートで働く場合、妻の収入が103万円以下であれば、夫の所得金額から配偶者控除が差し引かれます。また妻の収入が103万円を超えても141万円未満であれば、配偶者特別控除が差し引かれます(表2)。ただし配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が1,000万円(給与収入で1,231万円)を超える人は受けられません。

■表2：配偶者控除・配偶者特別控除の額

妻のパート年収	所得税		市県民税	
	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者控除	配偶者特別控除
103万円以下	38万円		33万円	
103万円超 105万円未満	38万円		33万円	
105万円以上110万円未満	36万円		33万円	
110万円以上115万円未満	31万円		31万円	
115万円以上120万円未満	26万円		26万円	
120万円以上125万円未満	21万円		21万円	
125万円以上130万円未満	16万円		16万円	
130万円以上135万円未満	11万円		11万円	
135万円以上140万円未満	6万円		6万円	
140万円以上141万円未満	3万円		3万円	
141万円以上	0円		0円	

高齢者・障害者の方

65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方の市県民税非課税措置は廃止されており、経過措置による減額は19年度までで終了しました。

配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が70歳以上の場合は、ほかの親族より多い控除額が所得金額から差し引かれます(表3)。

納税者本人または控除の対象となる配偶者や親族が障害者の場合は、障害者控除が所得金額から差し引かれます(表3)。

■表3：高齢者・障害者の控除の額

	所得税控除額	市県民税控除額
70歳以上の配偶者	48万円	38万円
70歳以上の扶養親族	同居の直系尊属	58万円
	その他	48万円
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者控除	40万円	30万円



申告に必要な書類
医療費控除
 医療費控除を受ける場合は、医院・薬局・介護施設などの領収書や証明書などが必要です。特におむつ代は医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書が必要です。おむつ代による医療費控除が2年目以降の場合、介護保険の要介護認定を受

け一定の条件を満たす方は、高年福祉課が交付するおむつ使用の確認書と領収書でも受け付けます。
社会保険料控除など
 社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料などの控除を受ける場合には、証明書などを添付してください。国民年金保険料・国民年金基金掛金の場合、「社会保険料(国

申告期限は3月17日(月)ですが、期限間近は大変混雑しますので、早めにお済ませください。

国民年金保険料)控除証明書」を添付してください。

12月定例会市議会 65議案を可決

12月定例会市議会は、12月3日～25日に23日間の会期で開かれ、平成19年度一般会計補正予算案・条例案などの議案（承認・認定・同意・諮問を含む）が審議され、65議案が可決されました。

予算関係

今回の補正予算は、国・県補助金の決定や内定による関係経費の補正、上半期の予算執行による各種経費の過不足調整のほか、職員給与の改正、（仮称）自治基本条例関係経費、妊婦健康診査関係経費、庁舎建設基金・財政調整基金の積み立てなどを計上しました。その結果、補正予算の規模は、一般会計が7048万8千円の減、特別・企業会計が28億2451万3千円の減、合計で28億9500万1千円の減となりました。

補正後の一般会計総額は、888億9558万円（前年同期比0.8%の増）となり、全会計では、2268億5365万9千円（前年同期比0.2%の増）となりました。

一般会計の主な事業費

▽庁舎建設基金積立金 11億円

▽（仮称）自治基本条例関係経費 12万6千円

民生費

▽（仮称）三条児童クラブの新規開設経費 372万7千円

衛生費

▽健康管理システム構築業務委託料（19・20年度債務負担行為事業費4137万円） 987万円

▽妊婦健康診査関係経費 1074万円

▽一宮斎場整備運営事業PFIアドバイザリー業務委託料（19・20年度債務負担行為事業費2940万円、全額20年度）

商工費

▽ホワイトイルミネーション負担金 300万円

土木費

▽富田一宮線道路改築事業 4906万7千円

▽九日市場公園用地購入費 2380万円

教育費

▽弁護委託料 386万8千円

諸支出金

▽財政調整基金積立金 1億円

これらの事業費に必要な主な財源として、国庫支出金1億4283万8千円、諸収入6896万7千円、繰越金4945万5千円などを充てます。

条例関係

制定・改正・廃止された主な条例は、

3月議会開催日程

議事調査課
☎(28)9139

会期 2月29日(金)～3月28日(金)

▶本会議

開会…2月29日(金)
一般質問…3月7日(金)・10日(月)・11日(火)
閉会…28日(金)

▶委員会

企画総務…13日(木) 福祉健康…14日(金)
教育次世代…17日(月) 建設水道…18日(火)
経済環境…21日(金)

※請願・陳情の締め切り…3月6日(木)
※本会議は自由に傍聴できます。ただし写真撮影・録画はできません。
※委員会の傍聴ができるようになりました。希望する方は当日午前9時10分までに申請が必要です(3人まで、抽選)。
※本会議・委員会は一宮庁舎で開催します。本会議は尾西・木曾川庁舎に設置のモニターテレビでご覧になれます。

次のとおりです。

▽一宮市手数料条例

▽一宮市乳幼児医療費の助成に関する条例

▽一宮市母子家庭等医療費の助成に関する条例

▽一宮市老人医療費の助成に関する条例(廃止)

▽一宮市中心身障害者医療費の助成に関する条例

▽一宮市精神障害者医療費の助成に関する条例(制定)

▽一宮市立看護師養成学校の設置及び管理に関する条例

▽一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

▽一宮市斎場条例

▽一宮市国民健康保険税条例

▽一宮市自転車競走実施条例

▽一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収に関する条例

▽一宮市自動車整理場条例

▽一宮市都市公園条例

▽一宮市特定公共下水道条例

人事案件

公平委員会委員に谷恵子さん(小赤

見を、固定資産評価審査委員会委員に河出稔さん(森本4丁目)を選任する議案がそれぞれ同意され、人権擁護委員の候補者に、松波克英さん(平和2丁目)、稲垣とみるさん(今伊勢町新神戸)、足立正信さん(東五城)、臼井輝晃さん(開明)がそれぞれ推薦されました。

一宮市総合計画審査特別委員会を設置

12月25日の市議会本会議で、設置しました。

一宮市総合計画審査特別委員会

(12人、敬称略)

▽委員長 山田弘光

▽副委員長 若山金茂

▽委員 柴田雄一 日比野友治 横井忠史 服部修寛 板倉正文 谷祝夫 太田文人 小島薫 渡辺之良 末松光生

【問】 議事調査課 ☎(28)9139

多重債務無料相談会

納税課
▼☎(28)89968

市では、弁護士による多重債務無料相談会を開催します。多重債務に陥り、納税が滞るだけでなく生活が破たんし、どこにも相談できないまま悩んでいませんか。「何とかしたい」と思ったなら、勇気を出して相談してください。適切な債務整理を行えば、ほとんどのケースは解決可能です。秘密は厳守されるので、安心してご相談ください。

▼日時／2月27日(水) 午前9時～午後4時
▼会場／一宮庁舎6階会議室
▼定員／20人(先着) ▼申し込み／電話で納税課 ▼その他／電話相談可
(☎)89984

SOHOインキュベーターオフィス入居者を募集

経済振興課
▼☎(28)9130

▼応募資格／ITを活用した業種などでこれから創業するか創業3年以内の方
▼募集内容／旧大志公民館(本町4丁目16-3)3階の1区画(3.5坪)
▼入居期間／最長3年(1年ごとに再審査)
▼賃料／月2万円(光熱水費込み)
▼選考方法／書類審査・面接
▼申し込み／2月22日(金)(必着)まで

市ホームページなどへの バナー広告を募集

行政課
▼☎(28)8956

▼募集内容／4月16日(水)～21年4月15日(水)に掲載する①市ホームページのトップページ②15枚③一宮市民活動情報サイト④5枚⑤一宮子育て支援サイト⑥10枚(①は1カ月単位での申し込み可)
▼規格／縦70ピクセル・横140ピクセルのJPEGまたはGIFで、①5KB以内②③50KB以内(①はアニメーション不可) ▼料金／①1枚月額1万円②③1枚月額3万4000円(税込み)
▼申し込み／3月10日(月)までに、申込書と広告案を一宮庁舎行政課(①は4月以降の申込期限は毎月16日、掲載開始日は翌月16日。16日が土・日曜日の場合は翌日) ▼その他／「一宮市有料広告掲載に関する要綱」などに基づく審査があります。掲載規格の詳しいことは一宮市ホームページの作成ガイドライン・一宮市民活動情報サイト等バナー広告掲載要領をご確認ください。要綱・申込書などは市ホームページからダウンロード可

農業委員会委員 選挙人名簿を縦覧

選挙管理委員会事務局
▼☎(28)8958

農業委員会委員の選挙人名簿は、登録資格がある方の申請により、毎年1月1日現在で作成します。申請した方は、登録確認のため選挙人名簿を縦覧できます。

▼縦覧期間／2月23日(土)～3月8日(土) 午前8時30分～午後5時
▼縦覧場所／一宮庁舎選挙管理委員会事務局(土・日曜日は一宮庁舎宿直室)

木津用木土地改良区 2月12日に総代総選挙

選挙管理委員会事務局
▼☎(28)8958

任期満了に伴う木津用木土地改良区総代会総代総選挙を次のとおり行います。

▼選挙区・定数／第10区(丹陽町)・第11区(千秋町) 各2人 ▼立候補の届け出／2月5日(火)・6日(水)の午前8時30分～午後5時に一宮庁舎選挙管理委員会事務局 ▼投票日／2月12日(火) 午前7時～午後3時

「ねんきん特別便」が届きます

社会保険庁は持ち主のわからない約5,000万件の年金記録を基礎年金番号に結びつける作業を行っています。未統合の年金記録と結びつく可能性のあると思われる方に、本人確認のため「ねんきん特別便」を3月までに順次、送付します。特別便には社会保険庁が把握している加入記録が記載されていますが、未統合の記録は含まれていません。

特別便が届いた方は、内容を確認し、訂正がなければ同封の確認ハガキ、抜け落ちている記録があれば年金加入記録照会票を提出してください。特別便は未統合の年金記録の調査をお願いするものです。回答がないとあなたの記録に統合するかどうか判断できませんので、必ず提出してください。
※過去に住所・氏名を変更したが届け出をしていない方は、特別便が届かない恐れがあります。年金受給者は一宮社会保険事務所、自営や学生などの第1号被保険者は市役所(一宮庁舎保険年金課、尾西・木曾川庁舎窓口課、出張所)、会社員などの第2・3号被保険者は勤務先に届け出をしてください。

【問】一宮社会保険事務所 ☎(45)1411
市役所保険年金課 ☎(28)9014